○大阪公立大学情報セキュリティインシデント対応チーム（OMU CSIRT）規程

令和４年４月１日
規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関する規程第９条第２項の規定に基づき、情報セキュリティインシデントの発生が予見されるとき又は発生時に迅速かつ円滑な対応を図り、その拡大及び再発を防止するために設置する大阪公立大学情報セキュリティインシデント対応チーム（Osaka Metropolitan University Computer Security Incident Response Team）（以下「OMU CSIRT」という。）について、同規程第９条第３項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語は、公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関する規程、公立大学法人大阪情報セキュリティ対策規程及び公立大学法人大阪 ICT 推進の基本方針に関する規程において使用する用語の例による。

（体制整備）

第３条　大学 CISO は、OMU CSIRT の活動が円滑に行えるよう環境を整えるとともに、必要に応じて活動内容について助言又は指導を行うものとする。

２　部局等情報セキュリティ責任者、部局等情報セキュリティ推進者及び情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティインシデントの発生に備え、OMU CSIRT と連携して、連絡、報告、情報集約及び被害拡大防止のための緊急対応に必要な体制を整える。

（組織）

第４条　OMU CSIRT は、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　大学 CISO
(2)　大学 CISO 補佐
(3)　情報セキュリティセンターの教職員
(4)　大学 CIO
(5)　大学 CIO 補佐
(6)　情報基盤センターの教職員
(7)　事務局企画部情報戦略課の職員
(8)　情報セキュリティインシデント発生源の部局等情報セキュリティ推進者及び情報セキュリティ担当者
(9)　前各号に掲げる者のほか、大学 CISO が必要と認めた者

（OMU CSIRT の統括）

第５条　大学 CISO は、OMU CSIRT の業務を統括する。

２　大学 CISO が職務を遂行できないときは、あらかじめ指名する OMU CSIRT 構成員が、その業務を代行する。

（業務）

第６条　OMU CSIRT は、情報セキュリティインシデント対応に係る次に掲げる業務を行う。

(1)　情報セキュリティインシデントに関する通報及び報告の受付

(2)　情報セキュリティインシデントに関する連絡調整

(3)　情報セキュリティインシデントに関する調査

(4)　部局等に対する被害の拡大防止を図るための応急措置の指示又は勧告

(5)　情報セキュリティインシデントの発生原因の調査及び再発防止策の立案

(6)　法人 CISO 及び学長への報告

（調査に対する権限）

第７条　OMU CSIRT は、情報セキュリティインシデント対応に必要となる情報収集のために、次に掲げる調査を行う。

(1)　情報セキュリティインシデント発生源及び関連する機器やシステムのパケット収集

(2)　セキュリティイベントや各種ログの調査

(3)　不正プログラム有無の調査

(4)　ライセンス調査

(5)　前各号に掲げる調査のほか、大学 CISO が必要と認めた調査

（応急措置が必要な場合の要請または勧告）

第８条　OMU CSIRT による前条の調査を受け大学 CISO は、情報セキュリティインシデントの被害拡大防止を図るための措置を大学 CIO に要請又は勧告することができる。

（事務）

第９条　OMU CSIRT に関する事務は、事務局企画部情報戦略課において行う。

（委任）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、OMU CSIRT の運営に関し必要な事項は、大学 CISO が別に定める。

附則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。